

令和8年度準重点市場海外販路拡大事業委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度準重点市場海外販路拡大事業委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務目的

沖縄県では、沖縄県産品の海外輸出額増加に向けて、県内事業者の海外展開活動支援や、海外での沖縄県産品の高付加価値化に向けたブランディング及びプロモーションに取り組んでいる。

一方で、近年、国際情勢の変化、現地法令・規制強化等がしばしば発生しており、特定の国・地域に販路や流通網を有するだけでは、企業の採算や収益が外的要因に左右されやすい実態も浮かび上がっている。特定の国・地域に依存しない世界各地域への海外販路の多角化の必要性が増している。

このような背景を踏まえ、本事業では、沖縄県との交流が進み、沖縄の認知度や県産品のニーズや引合いが生まれている地域に対し、県産品の海外販路拡大に繋げることを目指し、新規市場開拓の調査及び試行プロモーションを実施する。

4 対象国・地域、対象品目、予算配分

（1）本事業における準重点市場の定義

沖縄県では、沖縄県グローバル検討委員会から提言のあった以下の国と地域を、今後の販路拡大に向けた戦略的市場と位置付け、事業や補助を実施している。

【県産品販路拡大に向けた重点市場】

東アジア：韓国、中国、香港、台湾

東南アジア：シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン

欧米豪：北米、欧州、豪州

その他：知事が必要と認める国

一方、上記以外でも人・文化の交流に取り組み、沖縄県産品への関心や需要が高まっている国もある。上記掲載の国・地域以外で沖縄県として潜在的に市場可能性があると考えられる国と地域を、本事業では「準重点市場」と位置付けることとする。

(2) 事業対象国の選定

(1)の重点市場として掲載した以外の国・地域のうち、沖縄との接点や交流があることをもってあらゆる国や地域で取組みを行うことは、予算や人的資源の制約から困難である。

このため、令和8年度、沖縄との交流促進、或いは日本文化の発信機会が具体的に見込まれる国・地域を候補として検討した結果、以下の3つを事業対象地域及び国として選定する。

① 中米・カリブ： バルバドス

令和8年11月14日(土)に、在バルバドス日本国大使館主催による「日本まつり」の開催が予定されている。沖縄県の交流推進の一環で、「食」をテーマとした交流行事の実施が予定されていることから、沖縄県産酒造製品を取り上げ、「食と酒」の発信の相乗効果を図る。

② 東南アジア： ラオス

近年シンガポールで実施された富裕層向けの泡盛プロモーションから、東南アジアの近隣の国々からも泡盛の需要や引合いが生まれつつある。そのような国の中で、沖縄県として重点市場としてはいないものの、潜在的需要が考えられる国の一つとして「ラオス」が挙げられる。

令和7年度の現地の日本国大使館レセプションでも泡盛を紹介・発信した経緯を踏まえ、同種の公的行事や現地高級飲食店を活用したPRにより、潜在的なニーズや販路開拓の可能性を探る。

③ その他、中米・カリブ又は東南アジア地域の中で1か国

上記①②の国と一体的にPRに取り組むことで地域内での発信・PRの相乗効果が期待できる国・地域があれば、企画提案の対象国とする。(1)掲載の重点市場に含まれる国々も、地域内における情報発信ハブや有名店取扱実績等が他国での信頼につながると考えられる場合は、相乗効果の発揚が期待できるため企画提案可とする。

(3) PR対象の県産品

沖縄県では、近年、食材、酒類、工芸品等の「モノ」と、シェフやバーテンダー等の「ヒト」が一体となり、対象とする市場や業界の中で発信力のある専門家や事業者に向けて、沖縄らしさを訴求でき、歴史・文化の裏付けのあるストーリー性を持たせた県産品のブランディングやプロモーションに取り組んでいる。

この観点から、沖縄県産品の中でも、沖縄の認知度向上に資する以下県産品を本事業でPRする対象とする。

以下は例示であり、具体的な選定は企画提案内容を踏まえた沖縄県との協議において

決定する。

- ① 沖縄県産酒造製品： 泡盛、ラム、その他県内で製造された酒類
- ② 酒類とセットで効果的なPRが期待できる工芸品等： やちむん、琉球ガラス、織物、染物等

(4) 予算配分方針

本事業予算配分割合について、(2)の実施対象国の割合については現時点で以下を想定すること。いずれか1か所に極端に事業費が偏らないように留意する。

- ① 中米・カリブ： バルバドス 40～60%程度
- ② 東南アジア： ラオス 30～40%程度
- ③ その他、中米・カリブ又は東南アジア地域の中で1か国 0～30%程度

※ ③について、追加提案がない場合は、①②のみの予算配分で問題ない。

5 業務内容

(1) 事業対象国内でのPRイベントの実施

以下について、企画提案内容を踏まえつつ沖縄県との間で協議を行い、詳細を決定する。企画提案に沿った協議を行うが、採用や実施を事前に確約するものではないため、留意すること。

【各国共通事項】

- ① 沖縄県産酒造製品に理解がありPRへの協力を得られる飲食店（レストラン、バー等）、又は現地公的機関・商業施設等の検討

新規市場各国の会場料・出展料については未調査であり、契約後に協議・検討する。可能な限り経費を抑えられる会場とする方針だが、類似事例から想定される相場観があれば、企画提案で積算に含めること。

- ② ①で決定した会場で、沖縄県産酒造製品のPR行事の企画・実施
- ③ 沖縄県産酒造製品のうち、現地PRに使用する製品の選定

可能な限り、複数の県内酒造メーカーの製品の選定や現地PRにつながることを望ましい。ただし、現地への発送や持ち込み可能な量、イベント内で実際に取扱・PR可能な品目に限りもあるため、企画提案内容に基づき、契約後に協議の上、決定する。

- ④ ③で選定した製品の現地への運搬、必要に応じて輸出・通関等に係る手続き
- ⑤ イベント参加者の招待対応（現地シェフやバーテンダー等、現地飲食関係者で沖縄の発信が期待できる方、県産品取扱可能性のある流通関係事業者等）

具体的な選定や招待方法の検討にあたっては、沖縄県及び現地関係機関との協議を通じて決定する。

- ⑥ 地元メディアやインフルエンサー等を活用した WEB・SNS 等による広報・発信

【バルバドス特記事項】

- ① 沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課が実施する沖縄バルバドス交流事業との連携
契約後、沖縄県が受託者及び交流推進課を含む現地渡航関係者間の調整を行い、詳細を決定する。

沖縄県交流推進課から発注の受託者の他、同課とグローバルマーケット戦略課の職員で合計数名が現地渡航予定である。

本公募開始時点での沖縄バルバドス交流事業訪問団の行程案は以下のとおり。

- 11 月 11 日（水） 沖縄・那覇発
12 日（木） バルバドス・ブリッジタウン着
13 日（金） 現地機関訪問、行事開催準備等
14 日（土） 日本まつり
15 日（日） バルバドス・ブリッジタウン発

- ② 沖縄県産酒造関係者 1～2 名のバルバドス派遣

11 月 14 日（土）（予定）に、在バルバドス日本大使館主催「日本まつり」等の開催が予定されている。また、交流事業の一環で、沖縄県産酒造製品の同行来場者向け PR や同国政府関係者への説明・PR の機会が想定される。

バルバドスの主要な生産品・輸出品はラム製品であり、ラムに関する技術的な説明や現地酒造所との技術交流等も想定されることから、沖縄県内酒造所からラムの製造に精通した関係者 1～2 名程度の現地渡航を調整し、事業費により派遣することとする。

派遣にあたっては以下の経費を想定しているため、積算に含めること。

● 現地への渡航費

- ・ 沖縄・那覇からバルバドス・ブリッジタウンまでの航空券の手配、精算。
- ・ 往路は、11 月 11 日（水）沖縄・那覇発、11 月 12 日（木）日中に、バルバドス・ブリッジタウン（グラントレー・アダムス国際空港）に到着できる経路を選定すること。
- ・ 沖縄からの交流訪問団一行は、上記の日程で、那覇発、カナダ・トロント経由、バルバドス・ブリッジタウン着を予定しているが、派遣する者の居住地、勤務先、用務等の状況に応じて、出発地や経路を柔軟に調整して差し支えない。
- ・ 復路は、11 月 15 日（日）、又は現地機関への訪問、調査、交流の取組実施のため、翌 16 日（月）バルバドス・ブリッジタウン発とする。契約後、沖縄県が現地

機関と協議の上、決定する。

- ・ 予算に限りがあることから、できる限り経済的な経路のフライトを選定することとし、航空券のクラスは原則エコノミークラスとすること。

● 現地宿泊費

- ・ 首都ブリッジタウンの市街地内で、スタンダードな朝食付シングルルームで最大4泊5日を想定する。
- ・ 受託者1名、派遣者1～2名程度の宿泊費を想定すること。同行する沖縄県職員1名の宿泊費は含めないこと。
- ・ 企画提案段階では、現地の平均的な相場で概算により計上し、契約後、沖縄からの訪問団一行の宿泊先を確認の上、宿泊先を決定する。

● 現地交通費

- ・ ジャンボタクシー等1台の借上げを最大5日間（11月12日（木）午後～11月16日（月）午後）を想定する。
- ・ 現地で信頼できるタクシー事業者の情報については沖縄県が情報収集の上、提供する。

● その他、必要に応じて派遣に関連する経費

- ・ 受託者及び派遣者の海外旅行保険、ポータブルwi-fi等通信手段の手配を行うこと。契約後、派遣者予定者の準備や要望に応じた調整を行い、決定する。

【ラオス特記事項】

- ① ラオスは、沖縄県シンガポール事務所が管轄する国である。令和7年度に同事務所が在ラオス日本国大使館のレセプションに出展するなど、ラオスに関する情報を収集しているため、事業の実施に当たっては、同事務所と密に連絡調整を図ること。
- ② ラオス国内における沖縄の認知度は浸透途上であることから、まず首都ビエンチャンにおける調査、飲食店（ホテル、レストラン、バー等）でのPR行事実施を想定している。
- ③ 日本国大使館等の現地に所在する公的機関の行事等への参加については、沖縄県が検討・調整の上、受託者に実施可否を指示する。
- ④ 現地渡航については、受託者の他、沖縄県職員1～2名を今後検討（沖縄県職員の渡航費・宿泊費は県側旅費で対応）。その他同行者は現時点では予定されていない。

（2）対象国内における沖縄県産酒造製品の需要及び流通可能性の市場調査

事業対象国内で、ヒアリング等調査を行う飲食店や流通事業者を調査・検討し、沖縄県産酒造製品の認知度、需要、流通可能性等について市場調査を実施する。

新規市場での調査実施を想定していることから、契約後、沖縄県と受託者で各国の現

地関係機関にヒアリングの上、実施可能な調査を協議して決定する。

帰国後、沖縄ではまだほとんど認知がされていない国・地域の情報を効果的な方法で発信し、海外の新規市場への進出機運醸成を図り、県内企業の海外販路多角化への意識を高めることを期待している。

- (3) その他、沖縄県産品のPRにつながる企画提案があれば、提案すること。

6 業務実施にあたっての基本方針

- (1) PRの一環として、新規制作物がある場合

原則として今年度事業内で使い切れるもの、又は使用終了できるものとする。

- (2) 受託者の体制は次の条件を満たすこと。

- ① 本業務の責任者として、事業全体の管理が可能なプロジェクトリーダーを設置すること。
- ② 人的ネットワークが分かるよう関係者を含む体制図を企画提案書に記載すること。
- ③ 問題等発生時の対応体制を明確にすること。
- ④ 国内及び海外において、通常時及び緊急時に、沖縄県との連絡が速やかに取れるようにしておくこと。

7 成果物

本事業の成果物として、以下を沖縄県に納品すること。

- (1) 「5 業務内容」に関して制作した物
- (2) 事業報告書（電子データ一式）
- (3) その他沖縄県が提出を指示するもの

8 業務の再委託

- (1) 再委託の定義

本業務委託仕様書で定める再委託については、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部または一部について、第三者（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいう。

- (2) 第三者への委任又は請負の範囲

- ① 本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は、以下のとおりとする。

ア 各種メディア又はインフルエンサーへの広報・発信の外注

イ 事業実施計画書で事前に具体的に定める業務

ウ その他、簡易な業務

- ② 「5 業務内容」の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本委託業務を遂行する上で必要な直接経費で第三者において企画判断や管理運営等を伴わない以下のような経費は、再委託ではなく「請負／外注」とし、後述(6)の「再委託承認申請書」の手続きの対象外とする。

ア イベントブースの設営

イ 資料、物品等の海外発送業務

ウ 記事広告の編集及び出稿業務

エ 映像編集業務

オ デザイン業務

カ その他、業務の内容及び履行上、沖縄県が非再委託と判断した業務

(3) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(4) 契約の主たる部分の再委託の禁止

委託業務の成果に密接に関わる業務など、受託者が履行する必要がある次の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

【契約の主たる部分】

(ア) 契約金額の 50 %を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務

ただし、業務の履行上、これにより難い特別な事情がある場合は、予め沖縄県と協議の上認めた場合に限り、これと異なる取扱いをすることがある。

(5) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

(6) 再委託の申請及び承認

業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、以下の手続きにより再委託開始予定日の 10 日前までに、「再委託承認申請書」を沖縄県グローバルマーケッ

ト戦略課に提出し、事前に沖縄県から再委託の承認を受けるものとする（様式については、業務委託契約前の協議時に提示する）。

ただし、以下に該当する場合は、業務の管理運営上、再委託の申請及び承認の手続きを省略できるものとする。

- ① 業務委託契約書案第2条に定める、受託者が作成する実施計画書において、再委託先の選定方法、再委託の内容、概算額等の内容が明記された業務で、実施計画の一部として沖縄県が承認したもの。
- ② 契約（請負）額が100万円未満で、再委託先において企画判断や管理運営等を伴わない業務
- ③ その他、金額にかかわらず、以下の簡易と認められる業務
 - ア 資料の収集、整理
 - イ 複写、印刷、製本
 - ウ 原稿、データの入力及び集計
 - エ その他、沖縄県と協議を行った上で認める簡易な業務

（7）再委託先との追加契約

企画競争等の所定の手続きを経て契約した再委託先との追加契約は、原則として認めない。ただし、再委託先との契約後に発生した、事前に予期できなかった事由、天災等による不可抗力、緊急性のある対応については、沖縄県と速やかに協議を行い承認した場合に限り、追加契約を認めるものとする。

9 一般管理費

- （1）一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。
- （2）一般管理費は、次の計算式により算定すること。

【一般管理費の算定方法】

(人件費＋事業費－再委託費(※)) × 10/100 以内 (小数点以下切捨て)

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

[請負契約の例]

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

10 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は企画提案のために設定したものであり、事業執行のための業務委託仕様書は、業務委託契約前の協議において沖縄県から委託候補者に提示する。
- (2) 委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。企画提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) この他、本仕様書に記載又は定めのない事項については、沖縄県グローバルマーケット戦略課との協議により決定又は実施するものとする。

以上